

資料掲載：2020年7月1日

タイ農薬規制の動向に関する オンラインミーティング

ーフォローアップ資料ー

ジェトロバンコク事務所 農林水産・食品部

- 複数のトピックが同時に進行していることに注意。

1. パラコートやクロルピリホス等の5物質の規制導入

- 製造、輸入、輸出、移転（transit）、所有を禁止
- 5/19に工業省告示公布、6/1施行

2. パラコートやクロルピリホスのMRL（最大残留基準）削除等の検討

- 7/18までタイ国内での意見公募、WTO加盟国間での意見受付
- 公布（官報掲載）の翌日から施行予定
- 食品（生鮮青果物以外も含む）からの検出を禁止しようという動き

3. 生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

- 1/24に通知、5/7（？）にガイドラインを発出
- 8/1から運用開始
- パラコートやクロルピリホス等の5物質以外も関係

4. グリホサートの規制の検討

- 6月からの変更に関する情報はなし
- 今後の動きに注意

【質問①】いつから規制が導入されるのか？

- 7/18まで、タイ国内での意見公募、WTO加盟国間での意見受付（当初の〆切よりも延長）
- 告示案の記載は下記のとおり。

第3項 販売用食品生産者および輸入者は、以下それぞれの状況に応じて対応すること。

(1) **2020年6月1日より前に国内で製造された食品は**、2017年8月18日付、仏暦2560年第387号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が**施行されてから30日以内に当告示の内容に従うこと。**

(2) **2020年6月1日より前に輸出国から輸出された輸入食品は**、2017年8月18日付、仏暦2560年第387号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が**施行されてから30日以内に当告示の内容に従うこと。**

第4項 本告示は**官報掲載の翌日から施行**される。

【質問②】検査はどのようになされるのか？

- 食品法に基づき、担当官は検査を実施することが可能。
- 生鮮青果物の輸入時の検査については、次のトピックで説明。

【質問③】輸入品の扱いはどうなるのか？ 検出されるとどうなるのか？

- 輸入品を含め食品から検出されると、食品法に規定される罰則が適用される可能性。
- 適用される条項、罰則対象者はケースバイケース。輸入品であれば、輸入者（や販売者）想定。
(ex：5万バーツ以下の罰金刑、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑又は併科 等)

【参考ページ】ジェトロビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/08d502c62c9e7eb1.html>

（記事内の意見公募〆切は6月15日となっているが、7月18日まで延長された。）

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

🏠 > ビジネス短信 > 新たな農薬規制に関する意見公募開始

ビジネス短信

ビジネス短信のコンテンツ一覧 +

新たな農薬規制に関する意見公募開始

(タイ)

🖨️ このページを印刷する

バンコク発

添付資料 📎 (520 KB)

2020年05月22日

タイ政府の意見公募ページ

タイ工業省は5月19日、パラコートやクロルピリホスなど5つの物質を6月1日から、第4種有害物質に指定し、使用禁止とすることを告示 📄 で発表した。これを受け、タイ保健省は、これら5つの物質が食品から検出されることを禁止することなどを定めた告示案 📄📄 を発表し、6月15日まで意見公募 📄 を行っている。告示案の仮訳は別添資料のと

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

- 1/24に通知、5/7（？）にガイドラインを発出。8/1から運用開始予定（当初予定の6/15から延期）。
- **対象は、生鮮果物・野菜全般。**
- 現在、ランダムにサンプル抽出が行われている輸入時の残留農薬検査について変更。
（海港ではほぼ毎回、空港では時々、shipmentごとにサンプル抽出が行われ、検査分析機関での検査が行われている模様。検査結果が出る前の通関・流通は可能で、基準不適合の場合は追って連絡がある模様。）
- Shipmentごとに、①通関時に何らかの残留農薬検査に係る対応、②輸出元国（日本）で分析結果（COA）を取得し通関時に提示、の**いずれか**が必要。（タイ政府によると、サンプル抽出・検査は変わらず、COAを取得するとサンプル抽出・検査が不要となることが変更点。）
- **実際の運用については不明。**
- 保健省告示第386号対象品目（＝選別・梱包施設の衛生証明書を提出している品目）について、ラベル記載事項の要請。
- なお、コメ、麦、茶、冷凍野菜、冷凍果物は、対象外。（※検査強化のガイドライン対象外。残留農薬規制自体は存在。）

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

①非常に高リスク（Very High Risk）

「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果物リスト」に含まれている（特定事業者の）生鮮野菜・果物。

- 指定機関でのサンプル検査（輸入者負担）
 - 検査結果を待つと担当官が判断：
基準に適合していれば通関（保管経費は輸入者負担）
 - 検査結果を待たないと担当官が判断：
 - ・宣誓書の作成、通関手続
 - ・通関後は保管所での留置、担当官の許可後、商品流通

輸入者はどちらかを選択

- 指定成分のCOAを提示
 - リスト掲載時期が2020.1.24より前：
過去に問題が検出された成分
 - 2020.1.24より後：
134成分

【質問④】リストに輸出者A社の品目Bが掲載。A社の品目Cを輸入時の分類は？

- very high riskに該当せず。high risk又はlow riskに該当。

【質問⑤】リストはどのように更新されるのか？今後、違反すると、掲載されるのか？

- 違反が確認された場合、当該商品の輸出者及び品目が、「very high risk」商品リストに追加される。（その後3回連続の輸送における分析結果が基準をクリアした場合は、リストから除外）

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

②高リスク (High Risk)

FY2018～19にサンプリングで農業残留有害物質を検出。その割合がサンプル数の20%超であり、うち上位5位となった下記の生鮮品目。

野菜：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ

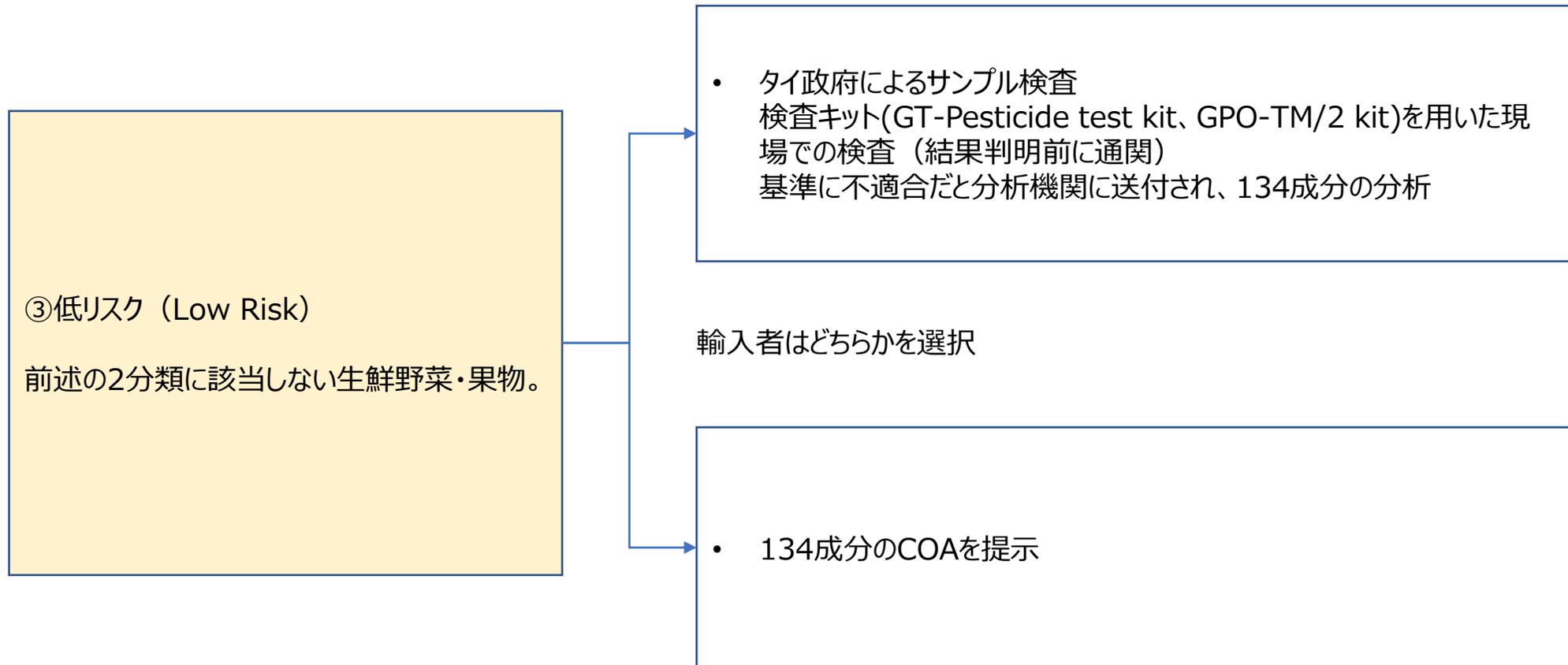
果物： さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ

- タイ政府によるサンプル検査
分析機関による134成分の分析（結果判明前に通関）
基準に不適合だと連絡

輸入者はどちらかを選択

- 134成分のCOAを提示

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化



【質問⑥】High RiskとLow Riskのサンプリング量は？

- サンプル抽出量は、分析に必要なしかるべき量を想定。分析機関が134物質の分析に必要とする1kg。
(※検査対象となる物質（134物質）は見直される可能性あり。)

【質問⑦】High RiskとLow Riskのサンプリングされた商品の検査費用の負担は？

- FDA負担。
(※COA提出の場合は、事業者負担。)

【質問⑧】High RiskとLow Risk商品は、結果が出る前に、通関を切ることができるか？

- 通関及び販売が可能。結果に問題があった場合、FDAレターにより、商品回収の要請がなされる。

【質問⑨】簡易検査キットの検査項目は？

- GT-pesticide検査キットは、有機リン系（organophosphate）農薬やカルバメート系（carbamate）農薬の残留検査用に用いられる。GPO-TM/2検査キットは、有機塩素系（organochlorine）農薬やピレスロイド系（pyrethroid）農薬の残留検査に用いられる。
(※指定134物質のうちのいずれの物質を検査することになるのかは確認中。)

【質問⑩】High RiskとLow Riskの検査所要時間は？

- 状況次第。サンプル抽出・検査所要時間は1日以内（検査分析証明書（COA）提示・確認の場合は3時間未満）想定。

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

- 保健省告示第386号対象品目（＝選別・梱包施設の衛生証明書を提出している品目）について、ラベル記載事項の要請。
- 食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン（抜粋）

7. 輸入時における第6項に従った生鮮野菜および果物のラベルは、担当官の生産基準保証書（※いわゆる衛生証明書。JFSタイ向け規格適合証明書や農政局・県庁発行の衛生証明書等。）確認における利便性のため、生産者名、生産者所在地、生産国、製品名が記載されているべきである。

【質問⑪】生産者名と所在地は何を指しているのか？

- 選別・梱包施設の名称、所在地。（衛生証明書と通関商品の突合時に使用される模様。）

【質問⑫】遵守すべき基準値はどのように確認すればいいか？

- タイ保健省告示に記載。（パラコートやクロルピリホスについては、前述のとおり改正検討中。）
保健省告示 No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」
保健省告示 No.393（2018年）「残留有害物質を含有する食品」（第2版）
- 告示では下記のように大別され、基準値が定められている。
 - （1）検出されてはいけないもの
 - （2）告示に定められているMRL値を超えてはいけないもの
 - （3）CODEXの規定の値を超えてはいけないもの（上記（2）がない場合）
 - （4）1キログラム当たりの残留有害物質の値が、一律基準（default limit）である0.01ミリグラムを超えてはいけないもの（上記（2）や（3）の値の設定がない場合。告示中にdefault limitの記載がある場合ものぞく。）

【タイ語】

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T_0010.PDF

【英語】

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.387.pdf

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.393.pdf

【日本語仮訳】※2017年のみ

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2020/thai387.pdf>

【CODEX】

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/>

【質問⑬】法令違反となる値が検出された場合はどうなるのか？

- タイ食品法（仏歴2522年）に基づく罰則規定が下記のとおり適用される可能性。通関前に違反が発覚した場合も適用されることに注意。
 - （1）タイ保健省告示第387号に定められる最大残留基準（MRL）値等を超える残留農薬が検出された場合は、5万バーツ未満の罰金刑
 - （2）汚染された食品による暴露量が、健康影響に基づく指標値（一日摂取許容量（ADI）、耐容一日摂取量（TDI）、急性参照用量（ARfD）等）に鑑み、健康影響を及ぼすレベルに相当した場合は、2年未満の禁固刑若しくは2万バーツ未満の罰金刑、又は併科。
- 輸入品であれば、罰則対象者は、輸入者想定。
- 当該商品の輸出者及び品目が、「very high risk」商品リストに追加される。（その後3回連続の輸送における分析結果が基準をクリアした場合は、リストから除外）

【質問⑭】COAは、同一のシーズン・園地・品目であれば、使回し可能か？

- 同一園地の同一品目を同一シーズンに輸入する場合は、同一のCOAを使用可能。（COAに掲載されている品目・シーズンと、輸入商品の同一性について証明する必要）。

【質問⑮】タイ政府が認めるCOAを発行できる日本国内の機関はどこか？

- COAの発行機関は、下記のいずれかである必要。
 - (1) 原産地国の管轄機関である政府機関、
 - (2) 政府機関から委託または認証を受けた分析機関、
 - (3) ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関（※残留農薬検査につき認定したものである必要。）
- 具体の機関については、農林水産省HP参照。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

【質問⑯】COA原本の提示が困難。コピーでよいか？

- COA原本の提示が困難な場合は、COA発行機関等による原本証明がなされた複写を提示する必要。
(※発行機関以外に原本証明が認められる者は確認中。)

【質問⑰】COAの言語は？

- COAはタイ語または英語である必要。
(※原本が日本語である場合の翻訳方法は確認中。)

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査強化

【参考ページ】ジェトロビジネス短信

- ① <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/777fcaac6231a0f2.html>
- ② <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/0e7b9cfc895cf5e8.html>
- ③ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/c43d2e1e9d4b8d44.html>

The screenshot shows the JETRO website header with the logo and navigation menu. Below the header, there is a breadcrumb trail: 日本貿易振興機構(ジェトロ) > 海外ビジネス情報 > サービス > 国・地域別に見る > 目的別に見る > 産業別に見る > ビジネス短信 > 6月15日から青果物輸入の農薬検査を強化. A blue banner at the top of the article area contains the text 'ビジネス短信' and a button for 'ビジネス短信のコンテンツ一覧'.

6月15日から青果物輸入の農薬検査を強化

(タイ)

このページを印刷する

バンコク発

和訳

タイ語の原文

2020年05月27日

添付資料 (564 KB)

タイ保健省食品医薬品検査所は、6月15日から輸入通関時の青果物の残留農薬検査を強化するガイドライン を発表した（日本語仮訳は添付資料参照）。同省は1月24日に残留農薬検査を強化する方針通知を示した（2020年2月6日記事参照）が、6月15日から本格運用を開始するとみられる。

1月24日の通知に関する情報（罰則等の記載あり）

留意事項

- 本内容は、6月30日までに得られたタイ政府発行文書や担当官への口頭回答等をもとにしたものです。情報の正確性には細心の注意を払っていますが、最終的に変更がなされる可能性があります。
- 内容の正確性の確認、情報の採否は、お客様の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。万一、不利益を被る事態が生じたとしても、責任を負いかねますのでご了承ください。

【在タイ】

タイ政府

(パラコート・クロルピリホス等のMRL設定変更) +66-2-590-7179

(農薬検査強化) +66-2-590-7348

ジェトロ・バンコク事務所 bgk-food@jetro.go.jp

【在日本】

農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

最寄りの貿易情報センター (ジェトロ)

※バンコク事務所担当者同席のオンライン面談のアレンジも可能です

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>